

# 成年後見サービス

## ご案内

### □成年後見人制度とは……

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。(法務省)



### □利用シーン (リーガルサポートHP一部編集)

- ・アルツハイマー病と診断された。今一人暮らしだが、自分の意思で悔いのない人生を送りたい。
- ・私が死んだり、認知症になったりしたときに知的障害のある子供の将来が心配。
- ・認知症で寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われている。
- ・ひとり暮らしだがまだ十分やっていける。しかし、将来は施設に入る手続きや費用の支払い等をしてもらいたい。(任意後見)

### □弊事務所サービス提供内容

- 相談申立支援  
申し立ては家庭裁判所に行きます。調査事務処理が多くある場合があります。親族等の申し立て人をご支援いたします。
- 後見受任(任意後見含)  
本人に代わって法律行為や財産管理を行ったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりして、本人の判断を助け、本人の利益保護を図ります。

### □イメージをとらえるためのケース

A男さんは60歳です。幼い頃から軽度の知的障害があります。両親が亡くなり、3か月前から自宅で一人暮らしをしています。最近、訪問販売業者に強く勧められて、よくわからないままに高価な布団セットを買ってしまいました。他にもいろいろな訪問販売業者が家に来ており心配です。

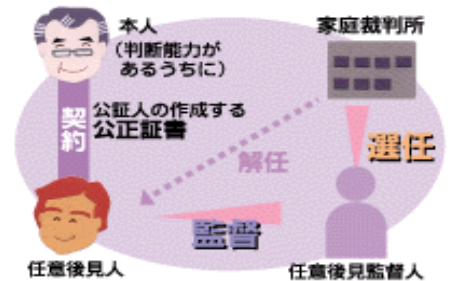
事情を知った妹は、家庭裁判所に保佐開始の申し立てをしました。申し立て後、鑑定及び必要な調査を経て、A男さんに保佐を開始し、妹が保佐人に選ばれました。その後、A男さんは必要ないリフォーム契約をしていましたが、妹は保佐人として契約を取り消すことができました。(横浜家庭裁判所資料より)

## □ 成年後見契約と任意後見契約の違い

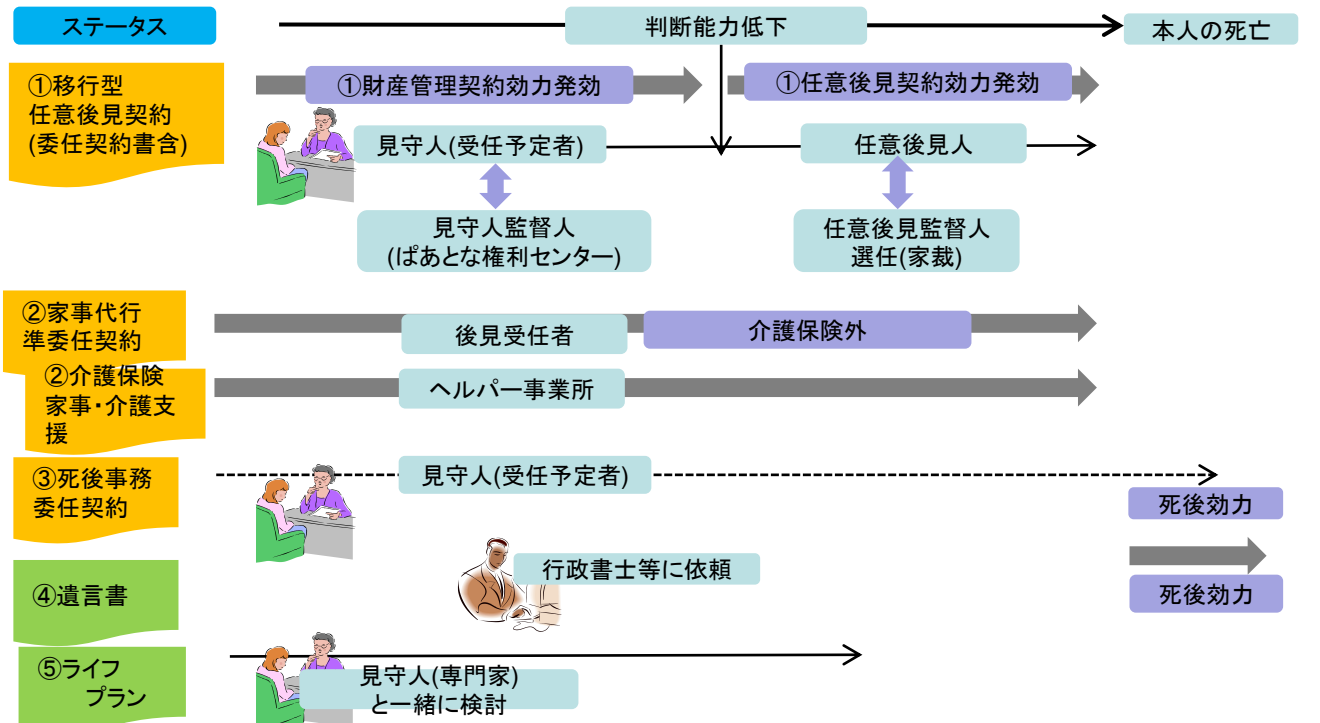
	説明
成年後見契約	<p>家庭裁判所に申し立てを行い、必要書類提出後、審判の手続きを踏みます。</p> <p><b>【財産管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金の取引 ・保険契約 ・年金等の収入受領、支出に関すること</li> <li>・生活に必要な財産の取得と支払に関する事項 ・印鑑、印鑑カード、預貯金、賃貸契約書等の保管、それに付随すること ・遺産分割の協議等に関すること ・税務申告等に関すること</li> </ul> <p><b>【身上監護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療契約、入院契約、介護契約、福祉施設入退所契約 ・要介護認定の申請それらに付随すること</li> <li>・福祉サービス等に関わる事項</li> </ul>
任意後見契約	<p>契約者同士の契約であり、判断能力が低下した際、後見受任予定者が家裁に任意後見の申し立てを行います。契約は公証証書になります。</p> <p><b>【財産管理】</b> 上記の内容とほぼ同じです。</p> <p><b>【身上監護】</b> 上記の内容とほぼ同じです。</p> <p><b>【死後事務委任契約】</b> 付帯項目契約として追加する場合があります。</p>

## □ 任意後見制度とは

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。(法務省)



## □ (参考) 任意後見と各種委任契約の関連流れ



●お問合せはこちらまで  
[info@kitawel.com](mailto:info@kitawel.com)  
 Welfare

北村 弘之 社会福祉士事務所  
 〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7  
 TEL: 045-924-1777 <http://www.kitawel.com>